

ふだんのくらしをしあわせに



社協

ガイドブック



社会福祉法人
常陸大宮市社会福祉協議会

chapter
1

地域の皆様が安心・安全に生活していくために

- ・心配ごと相談事業P2
- ・生活困窮者自立相談支援事業P3
- ・被保護者就労支援事業P3
- ・災害見舞金支給事業P3
- ・善意銀行運営事業P3
- ・ファミリーサポート事業P4
- ・予約制乗合タクシーの運営P5
- ・歳末たすけあい援護金配分事業P6
- ・行旅困窮者援護事業P6
- ・小口資金貸付事業P6
- ・生活福祉資金貸付事業P6
- ・日常生活自立支援事業P7
- ・福祉用具(車いす)の貸出事業P7

chapter
2

地域の活動を 活発にするために

- ・社協支部の活動費助成P8
- ・社会福祉大会の開催P8
- ・社協バス維持管理事業P8
- ・福祉団体事務事業の運営支援P9

chapter
3

児童・青少年の 健全育成と 子育て支援のために

- ・福祉教育推進事業P10
- ・ボランティア協力校助成事業P10
- ・物品購入費用助成事業P10
- ・ひとり親家庭親子のつどい事業P10

chapter
4

ボランティア活動 の窓口として

- ・ボランティア市民活動センター運営事業 ..P11
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営 ...P11
- ・夏休みボランティア体験学習の開催P11
- ・ボランティア保険P11
- ・福祉啓発活動P11

chapter
5

高齢の方の ために

- ・福祉芸能発表大会の開催P12
- ・シルバーカー購入費助成事業 ..P12
- ・金婚・ダイヤモンド婚記念事業 ..P12
- ・ふれあい給食事業P13
(大宮地域を除く4地域で実施)
- ・100歳祝い金の贈呈P13
- ・生活支援体制整備事業P13

chapter
6

障がいのある 方のために

- ・声の広報発行事業P14
- ・障害支援区分認定調査事業 ..P14
- ・障害福祉サービス事業P15

chapter
7

共同募金会常陸大宮市 共同募金委員会として

- ・共同募金運動の推進P16
- ・災害義援金P16



社会福祉法人 社会福祉協議会

社会福祉協議会(略称「社協」)は、社会福祉法に基づき設置された、営利を目的としない社会福祉法人です。それぞれの地域で活動している「市区町村社会福祉協議会」があり、それを支援する「都道府県社会福祉協議会」があります。そして、都道府県社会福祉協議会の連絡調整を行う「全国社会福祉協議会」が設置されていて、お互いが連携を取っています。

社会福祉協議会の法的位置づけ

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条に「市区町村社会福祉協議会」、第110条に「都道府県社会福祉協議会」、第111条に「全国社会福祉協議会」について定められています。

目的

社協は、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして、地域に暮らす方々をはじめ、保健・医療・福祉等の関係者や行政機関、民生委員・児童委員、ボランティアの参加・協力のもと、国や自治体の福祉制度ではすくいきれない地域の課題に取り組み、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

財源

社協の事業基盤となる財源は、市民の皆様に会員となって納めていただく会費や共同募金の配分金、障害者総合支援制度に基づくサービス給付金、行政からの補助金・委託金で構成されています。

社協の会員(会費)

社協では、地域の福祉を推進していく基本的な主体は、地域社会に暮らす住民自身と位置づけ、地域の福祉問題はそれぞれの地域の皆様の協力をいただきながら解決していく、「住民参加」を基本理念としています。

このことから、市民の皆様に社協の会員として会費にご協力いただくことは、地域福祉活動に参加するひとつの方法と考え、会費会員制のしくみをとっています。

会員になることで地域福祉を支え、活動に参加することにつながりますので、会員制度にご理解とご協力をお願いします。

一般会員 1口 **500円**(年額)

行政区を通して世帯単位でお願いしています。

特別会員 1口 **2,000円**(年額)

特に社協の活動に賛同していただける方にお願いしています。



地域の皆様が安心・安全に生活していくために

心配ごと相談事業

皆様の日常生活上の心配ごとや困りごとについて、相談員が問題解決の助言を行います。また、法律に関する問題に対しては、弁護士による相談窓口を開設しています。

※一般相談・弁護士相談とも相談料は無料で、秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。



●一般相談

近所とのトラブル、家庭の悩み、日常生活での心配ごとや困りごとなど、誰かに話したいけど話にくい場合に安心して相談できる窓口です。相談員があらゆる相談に応じ、適切な助言を行います。

開設日	毎週水曜日 午前9時～午後2時 ※第5水曜日、祝日、お盆期間はお休みです。
場 所	おおみやコミュニティセンター
その他	・予約は不要です。 ・一般相談は、電話での相談もできます。(☎ 080-7808-9225)

●弁護士相談

弁護士が相続、離婚、自己破産、事故等の法律に関する相談に応じます。
※日常生活での困りごとは、一般相談をご利用ください。

開設日	午後1時～午後4時 ※開設日や場所については、社協のホームページまたは広報紙で確認してください。
場 所	大宮地域 おおみやコミュニティセンター 山方地域 山方地域センター 美和地域 美和地域センター 緒川地域 緒川地域センター 御前山地域 御前山地域センター
その他	・予約が必要です。(☎ 53-1125) ・先着順(最大6名)で締め切ります。



生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた相談及び包括的な支援を実施します。困難に直面した方に対して、地域の中で自立した生活が送れるよう一人ひとりの状況に応じた相談支援を行います。

こんなことでお困りの方、
どうぞ遠慮なくご相談ください。

- 生活に困っている
- 仕事が見つからない
- 病気で働けない
- 家賃を払えない
- 家族のことで悩んでいる
- 将来が不安

被保護者就労支援事業

生活保護に至る可能性のある方や、生活保護を受給している方で自立が見込まれる方を対象に、生活困窮状態からの早急な脱却を目的に就労支援を行います。

災害見舞金支給事業

市民が災害(自然災害及び火災等)を受けて家屋(居宅)に半焼・半壊・床上以上の浸水被害が出たときや、災害で負傷し1週間以上の入院加療を要する方が出たときに災害見舞金を支給します。



●家屋

全焼または全壊	50,000円
半焼または半壊	30,000円
床上以上浸水	30,000円

●住人

お亡くなりになった	1人につき 50,000円
負傷し、全治3か月以上の入院加療を要する	1人につき 30,000円
負傷し、全治1か月以上3か月未満の入院加療を要する	1人につき 20,000円
負傷し、全治1週間以上1か月未満の入院加療を要する	1人につき 10,000円

善意銀行運営事業

善意銀行は、市民の皆様からお預かりした金品(善意)を支援が必要な方や団体に結び付けるために始まりました。お預かりした金品は、必要としている人や福祉団体、施設等にお届けして、高齢者をはじめ、障がい者(児)、ボランティア活動等における社会福祉活動に活用されています。



ファミリーサポート事業

家事、育児及び移送の援助を受けたい人（利用会員）と、援助ができる人（援助会員）が、ファミリーサポートセンターに会員登録をして、この登録会員同士で相互に助け合う事業です。
援助を受けるには利用料がかかります。また、援助を行った会員には、報酬が支払われます。



援助の種類	育児の援助	家事の援助	移送の援助
利用会員	生後6ヶ月～小学6年生までの子どもの保護者	高齢者のみの世帯の方や身体上の障がいその他の事由により援助を必要とされる方	要介護認定を受けている方、障がいをお持ちの方で公共交通機関を利用することが困難な方
援助会員	市内にお住まい、または勤務する方で、援助活動を行うことができる20歳以上の方		
活動の内容	■保育所、幼稚園、小学校、学童への送迎 ■学校や保育所の開始時間前や終了時間後における一時預かり ■冠婚葬祭や買い物などで子供を連れていけない時の一時預かり ■産前・産後の妊産婦のお手伝い	■食事の準備や片付け ■部屋の掃除、衣類の洗濯 ■買い物の代行 ■散歩や買い物への付き添い ■留守番 ■話し相手	■通院、通所等の送迎 ■買い物等外出時における付き添い
利用時間	午前7時から午後9時まで ※土・日・祝日、年末年始（12/29日から翌年1月3日）は、お休みです。		
利用料金	1時間 500円 ※利用料金のほかに、援助会員のガソリン代を負担いただきます。		

予約制乗合タクシーの運営

乗合タクシーは、指定の場所から目的地まで、複数の方と乗り合わせて定められた時刻に運行する公共の交通機関です。

目的地に直行する通常のタクシーとは違い、予約状況にあわせて利用者を順番に迎えに行き、目的地へ順番に送りますので、目的地への到着時間には十分に余裕をもって利用する必要があります。

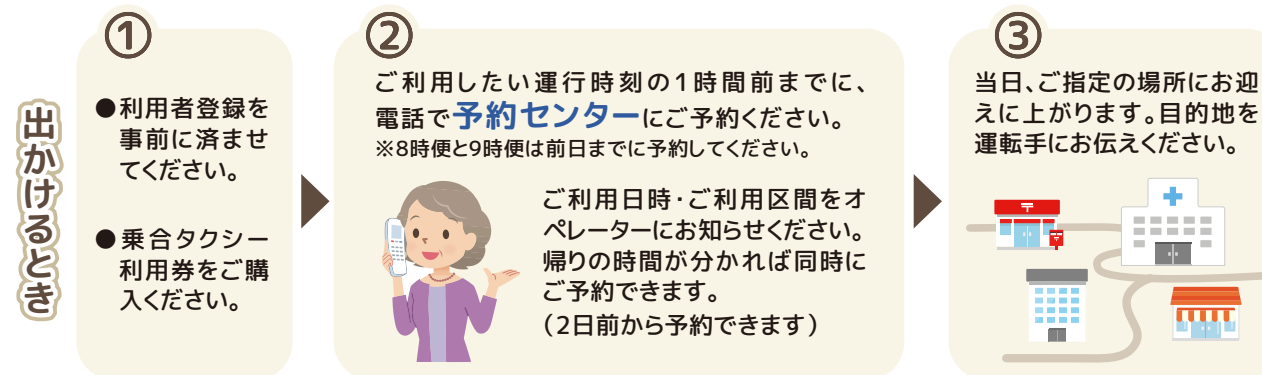


運行区域	市内全域 ※市外へは行けません。
利用者登録	乗合タクシーを利用するには、事前に利用者登録が必要です。 ※登録手数料や年会費等の費用は一切かかりません。
利用料金 （一人 1回利用につき）	●大人（中学生以上）……………300円 ●小学生以下 ●障がい者（手帳等を交付されている方） ●要介護者及び要支援者 ●介助者（一人のみに適用） 150円
運行日	平日のみ（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は運休）
運行時刻	8:00発 9:00発 10:00発 11:00発 12:00発 13:00発 14:00発 15:00発
その他	運転手は利用者の介助はしませんので、一人で乗降車ができない方は、介助者同伴でご利用ください。

ご利用方法

予約センター ☎**0295-54-3210**
(FAX 0295-56-5600)

受付時間
8:00～16:00



帰るとき

外出先より電話で**予約センター**にご予約ください。ご指定の場所にお迎えに上がります。

歳末たすけあい 援護金配分事業



心温かく年末・年始を迎えていただくため、皆様にご協力をいただく歳末たすけあい募金を、民生委員・児童委員の協力をいただいて、経済的に支援を必要としている低所得世帯へ歳末たすけあい援護金として配分しています。

行旅困窮者 援護事業

旅行中において所持金の消費又は紛失等により援護を求めてきた方（行旅困窮者）に対し、人道的見地から救済を図るものです。（※鉄道賃として500円を支給しています。）

日常生活自立支援事業

高齢の方や障がいを持った方で、日常生活上の判断が十分にできず、生活に不安のある方が、地域で安心して生活ができるように、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、書類や印鑑などの預かり、日常の金銭管理の支援を行います。



サービスの種類	福祉サービスの利用援助	日常的金銭管理サービス	書類等の預かりサービス
内容	本人の意向にあったサービス事業者を探したり、説明や契約事務に立ち会うなど福祉サービスを安心して利用できるように、お手伝いします。 	病院や公共料金等の支払をするなど、毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。 	実印や権利書、年金証書など大切な書類を安全・確実に預かりします。 
利用料金	1回1時間あたり1,100円		1か月あたり500円

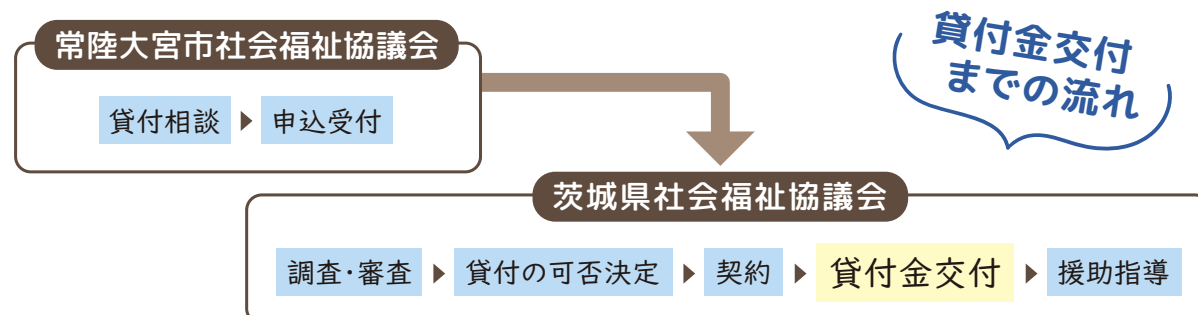
小口資金貸付事業

低所得の方が臨時出費等により一時的に生計の維持が困難になった場合に、次の収入までのつなぎ資金として無利子で貸付を行っています。貸付が必要になった理由と現在の1か月間の収入と支出をお伺いし、次の収入までの必要最低額を計算して返済可能な方に貸付を行います。

貸付限度額	5万円
必要書類	借入申込書には連帯保証人の署名のほか、民生委員の意見書の添付が必要です。 ※その他の必要な書類についてはお問い合わせください。
償還期限	6か月以内

生活福祉資金貸付事業

茨城県社会福祉協議会が実施している貸付制度で、本会が相談・申込窓口を代行しています。低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的に、低金利または無利子で福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金等の貸付を行っています。また、失業等により生計の維持が困難な世帯に対し、自立支援を目的として生活再建までの取り組みへの支援と生活費等の貸付を行う総合支援資金があります。



福祉用具(車いす)の貸出事業

旅行や通院などで一時的に車いすを必要とする方を対象に、車いすを無料で貸出しています。

印鑑を持参のうえ、窓口にて利用申請書を提出いただく簡単な手続きで借りることができます。貸付期間は、最長1か月ですが、特別なご事情がある場合はご相談ください。



地域の活動を活発にするために

社協支部の活動費助成

市内各地域での福祉活動の基盤強化を図り、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に、市内12地域に社会福祉協議会支部（社協支部）が設置されています。

社協会費・共同募金の一部は、社協支部に助成金として還元され、それぞれの地域で行う各種事業の経費に充てられています。

社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉に尽力いただいた方や団体を顕彰するとともに、福祉に関する講演や映画の上映を行い、福祉に対する認識や関心を高めることを目的に開催します。本会では、5年ごとの節目に開催しています。



福祉団体事務事業の運営支援

福祉活動を推進するため市内の福祉団体の事務局として運営に関わり、それぞれ独自の事業理念に基づく特性を発揮しながら、自立的な活動や組織運営ができるよう支援をしています。



高齢者クラブ連合会

市内各地域の高齢者クラブが加盟した組織で、多年にわたって培ってきた知識や経験を生かし、地域の諸団体と協働し社会活動に取り組みながら、仲間づくり、生きがいと健康づくり、健康高齢者の育成を図る活動をしています。

身体障害者福祉会

地域で暮らす身体障害者が社会参加しやすく暮らしやすいまちづくりを目指し、障がいを持った方への相談助言や社会参加を促進するための活動をしています。

遺族連合会

戦争による犠牲者の遺族をもって組織され、英霊の御霊を追悼し、遺族相互の福祉の増進を図ることを目的として、各地域に支部を配置し活動しています。

手をつなぐ育成会

障がいのある子どもを持つ親の会で、子どもたちの今や将来が良くなり安心して暮らせるよう活動しています。

母子寡婦福祉会

離婚や死別などで配偶者をなくした母子・寡婦世帯の自立と生活の安定向上及び、会員相互の親睦を図ることを目的に活動しています。

ボランティア連絡協議会

市内各地域のボランティアグループが加盟した組織で、ボランティアグループ相互の交流を図り、ボランティア活動の発展と社会福祉の向上を図ることを目的に活動しています。



社協バス維持管理事業



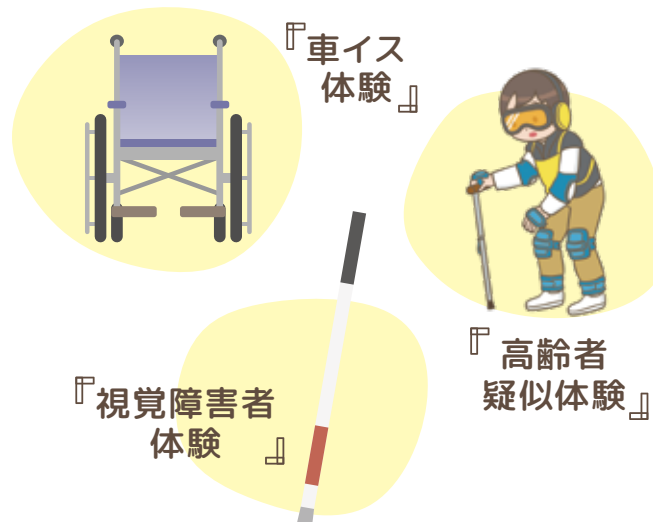
市内の福祉団体等が実施する事業や研修などに活用されています。

利用範囲	・社協又は社協に事務局を置く団体が主催又は共催する事業 ・常陸大宮市保健福祉部が所管する事業
定 員	37人（運転手含む）
運行範囲	全行程おおむね300km以内
利用制限	・会員相互の親睦や交流を図ることを目的とする観光での利用はできません。 ・一団体の利用は年度内1回限りです。

児童・青少年の健全育成と子育て支援のために

福祉教育推進事業

市内の小学校や中学校で、高齢者や障がい者に対する支援方法の体験学習を行う際に、講師（職員）の派遣や体験用具の貸出しを行っています。将来を担う子どもたちに、車イス体験、視覚障害者体験、高齢者疑似体験などを通して、福祉意識の向上を図ってもらうことを目的としています。



ボランティア協力校助成事業

市内の小学校・中学校が行う福祉教育やボランティア活動に要する経費に対し、助成金を交付し福祉教育の促進・充実を図っています。



物品購入費用助成事業

子どもたちの健やかな心と体を育むため、市内の小学校・幼稚園・保育所（園）・認定こども園等を対象に、運動器具・図書・楽器・防災用品等の購入費用を助成しています。

ひとり親家庭親子のつどい事業

ひとり親家庭の親子を対象に、親子間のふれあいや同じ境遇の方との親睦を深めてもらい、心身共にリフレッシュしてもらうことを目的に、親子で楽しめるレクリエーション等を開催しています。



ボランティア活動の窓口として

ボランティア市民活動センター運営事業

ボランティア市民活動センターでは、ボランティアに関する相談や情報の提供、ボランティア活動に必要な知識を学ぶための講座や、ボランティア育成のための講座を開催するなどボランティア活動の支援を行っています。



災害ボランティアセンターの設置・運営

市内で大規模な災害が起きた時に、災害ボランティアセンターを設置・運営します。ボランティア活動が迅速で的確に行われるよう、被災者の支援ニーズに合わせたボランティア派遣等の調整を行います。

夏休みボランティア体験学習の開催

小中学生を対象に福祉活動への理解と関心を高めるため、夏休みの期間を利用してボランティア活動や福祉体験の場を提供しています。

ボランティア保険

ボランティア活動中のケガや事故、他人に対して損害を与えたことにより損害賠償問題が生じた場合に備えて、「ボランティア活動保険」「ボランティア行事用保険」の加入手続きの窓口となっています。

ボランティア活動保険

活動中のさまざまな事故による加入者本人のケガや、損害賠償責任を補償します。

- ・活動中に階段から転落して通院した
- ・相手に誤ってケガを負わせてしまった
- ・活動中に花瓶を落として割ってしまった

ボランティア行事用保険

地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における主催者・参加者のケガや、主催者の損害賠償責任を補償します。

- ・参加者が転んでケガをした
- ・会場設営の不備により参加者にケガをさせた
- ・提供したお弁当が原因で食中毒になった

福祉啓発活動

市民への福祉啓発活動の一環として、福祉講演会や福祉映画の上映会を行っています。

福祉芸能発表大会の開催

趣味活動を通じて仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりに努めている芸能活動を発表する機会を提供するため、福祉芸能発表大会を開催しています。



参加団体 ●高齢者クラブ連合会 ●手をつなぐ育成会 ●ボランティア連絡協議会
●身体障害者福祉会 ●母子寡婦福祉会 ●障害福祉サービス事務所「太陽」

シルバーカー購入費助成事業

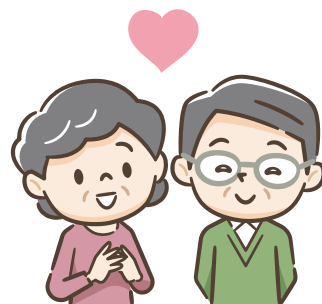
足腰の衰えにより歩行に不安がある方を対象として、歩行の補助として使うシルバーカー（歩行補助車）を購入する費用の一部を助成します。

対象者	65歳以上の方で、歩行の際に補助を必要とする方
助成対象となる商品	助成の対象となる「シルバーカー」は、次のいずれにも該当するものです。 ① 四輪で安定感がある手押し車であるもの ② ブレーキ等、制御機能がついているもの ③ 椅子としての機能又は荷物入れを有するもの ※ショッピングカートや荷物の運搬を目的とするものを除く
助成内容	助成額は購入費用の2分の1で、限度額は5,000円



金婚・ダイヤモンド婚記念事業

金婚（結婚50年）・ダイヤモンド婚（結婚60年及び70年）を迎える夫婦に対し、記念品を贈呈して、長寿と健康で幸せな家庭生活を祝福します。

ふれあい給食事業
（大宮地域を除く4地域で実施）

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯及び身体障害者等を対象に、健康保持と社会からの孤立防止、安否確認を兼ねて調理ボランティアによる手作りお弁当を届けています。

利用対象者	・70歳以上の単身世帯 ・80歳以上の高齢者のみの世帯 ・身体障害者等であって、傷病等の理由により調理が困難な方
利用者負担	1食あたり100円



100歳祝い金の贈呈

敬老週間にあわせて100歳を迎えた在宅の高齢者に対し、その長寿を祝福して「祝い金」を贈呈しています。

対象者	100歳を迎える方と100歳以上の在宅の高齢者
実施時期	9月中を予定



生活支援体制整備事業

少子高齢化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加する一方で、介護の担い手となる世代が減少し、介護人材の不足が生じています。このような背景から、介護保険制度が改正され、地域住民やボランティアなど地域の多様な主体が連携しながら、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めることとなりました。

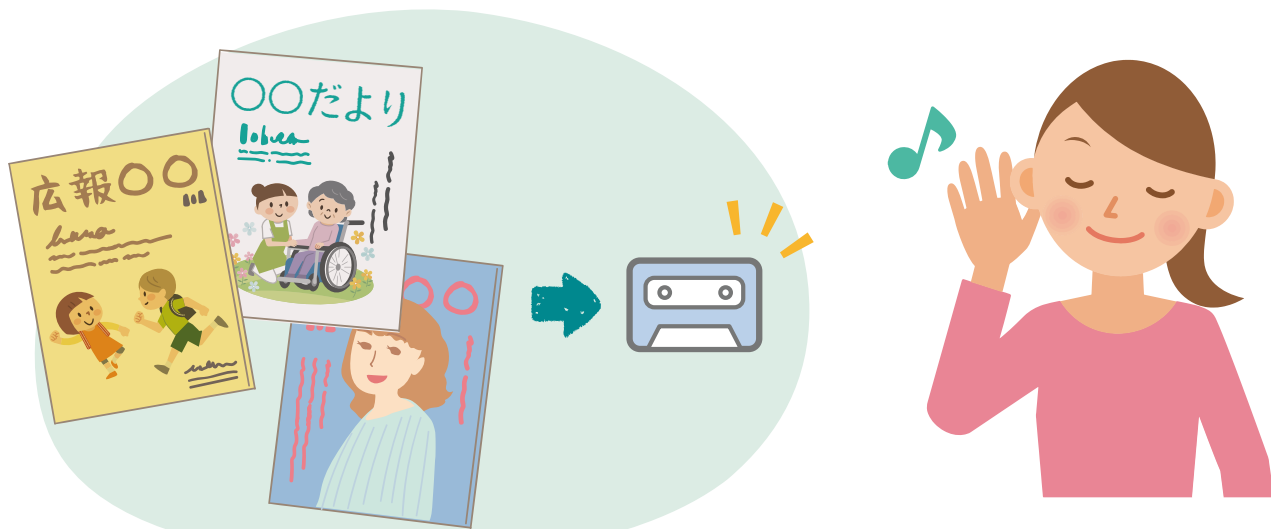
本会では、この事業を常陸大宮市から受託し、生活支援サービスに関する地域資源やニーズを調査し、地域での助け合いの仕組みづくりを住民の皆様とともに進めています。



障がいのある方のために

声の広報発行事業

ボランティアグループの協力を得て、「広報常陸大宮」「常陸大宮市議会だより」「社協だより新星」等の各種情報をカセットテープに録音して、視覚に障がいのある方に提供しています。



障害支援区分認定調査事業

申請のあった本人や保護者等と面接をして、国が定める調査項目に基づき障害支援区分の認定調査を行っています。



障害福祉サービス事業

■就労継続支援B型事業

障害者就労継続支援B型事業所（太陽・つくしんぼ）を開設し、一般の事業所に雇用されることが困難な障がいをお持ちの方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識と能力の向上に必要な訓練を行っています。

営業日	月曜日～金曜日（祝日、12月29日～翌年1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
定員	太陽25名 / つくしんぼ15名
対象者	太陽…知的障害者及び身体障害者 つくしんぼ…精神障害者

■障害者相談支援事業

障がい者やその家族からの日常生活や社会生活などに関する相談を受けて必要な情報の提供や福祉サービスの利用などに関する支援を行います。

■指定特定・指定障害児相談支援事業

障害福祉サービスの利用を希望される方に対して相談支援専門員が、どんな制度、サービスを利用したいか一緒に考え、サービスの利用計画を作成するとともに、定期的な見直し（モニタリング）を行います。

（問合せ：指定特定相談支援事業所 ☎58-5070）

ご本人や家族の意向を聞き取る中で、適切な支援方法について話し合いながら決めていきます。

相談

契約・計画の作成

サービス利用

■障害者等移動支援事業

障がい者（視覚障害者・全身性障害者）で外出の際に支援が必要な方に対して、移動支援員（ガイドヘルパー）を派遣して、通院や買い物、余暇活動などの社会生活を送るうえで欠かすことのできない外出の支援をします。



共同募金会常陸大宮市 共同募金委員会として

共同募金運動の推進

茨城県共同募金会常陸大宮市共同募金委員会として共同募金運動（赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金）に協力しています。

赤い羽根共同募金は、法律（社会福祉法）に定められた募金で、毎年10月1日から各都道府県に設置された「共同募金会」が地域福祉の増進を図ることを目的に行っています。

歳末たすけあい募金は、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする方が地域で安心して暮らすことができるよう実施している募金です。



赤い羽根共同募金

歳末たすけあい募金

災害義援金

茨城県共同募金会常陸大宮市共同募金委員会では、災害発生時に被災地のある都道府県共同募金会からの要請を受け、被災者支援のための義援金を受け付けています。

お寄せいただいた義援金は、被災地で組織される義援金配分委員会を通じて、被災者に公平に配分されます。

※義援金とは、被災者の方々へ、お悔やみや応援の気持ちをこめて贈るお金です。



施設のご案内

社会福祉法人 常陸大宮市社会福祉協議会

常陸大宮市北町388-2
総合保健福祉センターかがやき内
☎0295-53-1125



MAP

支所

●山方支所

常陸大宮市山方660 山方地域センター内
☎0295-57-6826



MAP

●美和支所

常陸大宮市高部5281-1 美和地域センター内
☎0295-58-3311



MAP

●緒川支所

常陸大宮市上小瀬1259 緒川地域センター内
☎0295-56-2857



MAP

●御前山支所

常陸大宮市野口3195 御前山地域センター内
☎0295-55-2733



MAP

●障害福祉サービス事業所「太陽」

常陸大宮市北町388-2
総合保健福祉センターかがやき内
☎0295-54-7856



MAP

●障害福祉サービス事業所「つくしんぼ」

常陸大宮市姥賀町612-5
☎0295-53-6263



MAP



[公式 SNS]



アカウント名: 常陸大宮市社会福祉協議会



社会福祉法人
常陸大宮市社会福祉協議会

<https://www.hitachiomiya-shakyo.jp/>

常陸大宮市社協

検索

